

避難所の生活環境改善整備に係る補助事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業名

避難所の生活環境改善整備に係る補助事業

2 概要及び目的

この要領は、災害時における食糧の供給やトイレの確保における環境整備を図るため、災害時応援協定締結事業者が購入するキッチンカー等に係る購入費用を補助し、災害時の連携により、避難所における迅速な食事提供、トイレの開設を行なう、また、平時には、防災訓練等への参加による防災への啓発活動に取り組んでもらい、町の防災・減災対策向上を目指すことを目的として、本事業の受託を希望する事業者を次のとおり募集します。

3 補助事業内容

別紙、「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

5 履行場所

松前町総務部危機管理課が指定する場所

6 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

なお、契約後、履行期間内に災害時応援協定締結が必要

7 補助金額及び提案限度価格

購入費用（1台あたり）の3/4を補助する。

なお、複数台購入した場合の補助金の限度額は、15,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

例) ①キッチンカー1台購入費	補助率	補助金額
10,000千円	3/4	<u>7,500千円</u>
②キッチンカー2台購入費（10,000千円、15,000千円）		
10,000千円	3/4	7,500千円①
15,000千円	3/4	11,250千円②
18,750千円（①+②）		<u>15,000千円</u> —(18,750千円)—

8 参加資格

本業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格は、次の要件を満たす事業者等とします。

- (1) 松前町内に事業所（本社、支社、営業所、協会本部等）を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 国税及び松前町税を滞納していないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

9 参加方法

(1) 参加申込書及び企画提案書の提出

参加しようとする事業者は、次により参加申込書等を提出してください。

ア 提出期限 令和7年7月31日(木) 17時(必着)

イ 提出物 参加申込書（様式第1号）、事業者の概要（様式第2号）

企画提案書（正本1部、副本8部）※（3）を参照

国税及び松前町税を滞納していないことが確認できる書類（納税証明書等）

ウ 提出方法 持参（勤務時間内とし、土・日を除く。）又は郵送（書留等）してください。

エ 参加辞退 参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出してください。

※企画提案書については、仕様書を参考に作成してください。

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、11 スケジュールに示す提出期限までに電子メール又はFAXで「質問書」（様式第3号）を提出してください。提出していただいた質問には、後日、電子メールで回答します。

(3) 企画提案書（任意様式）の作成

企画提案書は、別添「仕様書」の内容に基づき、業務に関する具体的な提案、スケジュールを簡潔に整理し、1者1提案のみとしてください。

(4) 企画提案書の取扱い

ア 避難所の生活環境改善整備に係る補助事業（以下「補助事業」という。）において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は、補正を求めることがあります。

イ 補正を求めた企画提案書の提出期限は、当初と同じとし、提出期限までに補正後のものの提出がない場合は、辞退したものとみなします。

ウ 提出期限後において、提出書類の変更、差し替え、再提出は、認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

エ 提出期限後は、理由を問わず提出書類を返却いたしません。

オ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

カ 提案を取り下げる場合は、取下げ書（様式第4号）を提出してください。また、企画提案書提出後業務予定者選定までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取下げ書を提出してください。

なお、取下げ書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は、返却いたしません。

キ 提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなします。

(6) 企画提案の無効

次に該当する場合は、企画提案書の提出を無効とします。

- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ・ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ・ その他企画提案に関する条件に違反した提案

10 プロポーザル審査の実施等

(1) 審査方法

別添「避難所の生活環境改善整備に係る補助事業提案公募（プロポーザル）審査基準」に基づき審査・採点を行い、町の予算の範囲内において業務予定者を選定します。

審査は、プロポーザル審査会において、書面及びプレゼンテーションにより行います。

全ての参加者の審査得点が6割に満たない場合など、審査結果によっては、いずれの参加者も業務予定者を選定しないことがあります。

参加者が1者のみの場合は、審査得点が6割以上であるときに業務予定者として選定します。

6割に満たないときは、再度公募を実施します。

(2) プロポーザル審査会

ア 日 時 令和7年8月中旬（予定）

イ 場 所 松前町役場内会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、30分以内とします。

(イ) プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答してください。

(ウ) プレゼンテーションの順番は、上記9の(1)の参加申込書の受付順とします。

(3) 連絡等

審査に当たっては、個別に提案内容の確認を行うことがあります。

プレゼンテーション開始時刻は、参加資格の確認結果等と合わせ、参加申込書に記載された連絡先へ 月 日（ ）に電子メールで通知します。

(4) 審査会及び審査結果

審査会は、非公開とし、後日、参加者全員に審査結果を文書で通知します。

なお、審査内容に関する質問や異議は、一切受け付けいたしません。

(5) 注意事項

説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査会当日までに9部提出してください。

パソコンを使用する場合は、参加者が用意してください。プロジェクターは、町で用意します。

指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は、審査対象とはなりません。

せん。

11 スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和7年6月2日（月）
質問書の提出期限	令和7年6月20日（金）
質問に対する回答	令和7年6月30日（月）
参加表明書 企画提案書等の提出期限	令和7年7月31日（木）
プロポーザル審査実施通知	令和7年8月上旬
プロポーザル審査	令和7年8月中旬
審査結果通知	令和7年8月下旬
選定者の決定	審査結果通知後

※日程は、変更になる場合がある。

12 選定者との松前町避難所の生活環境改善整備に係る補助事業の交付申請協議

(1) 松前町避難所の生活環境改善整備に係る補助事業の交付申請

選定者と、提出していただいた企画提案を基に業務について協議を行い、松前町避難所の生活環境改善整備に係る補助事業の交付申請を行います。

13 その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しません。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (3) 業務予定者の企画提案書の著作権は、業務契約締結時点で松前町に帰属するものとします。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は購入費に計上してください。
- (5) 企画提案書の提出をもって、参加者が本要領の記載内容に同意したものとみなします。

14 事務局

〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町大字筒井631番地

松前町総務部 危機管理課危機管理係

TEL:089-989-5103 FAX:089-984-6272

E-mail: 336kiki@town.masaki.ehime.jp